



株式会社ニデック

ESG報告書 2021

編集方針

株式会社ニデックは、いつの時代も存在意義のある企業で在り続けるために、「Eye & Health Care」を核とした事業をグローバルに展開するとともに、国内外の法令およびその精神の遵守はもとより、高い倫理観と公平性を持って行動し、持続可能な社会の発展に貢献することを念頭に置いています。

この報告書は、さまざまなステークホルダーの皆さまに、当社のガバナンス・社会・環境への取り組みに関する企業の活動内容をお伝えすることを目的に作成しました。

本報告書は、2020年度の情報をまとめたものです。

報告書プロフィール

報告書基本情報

報告対象組織	株式会社ニデック
	- 本社（拾石工場）
	- 浜町工場
	- 鶴ヶ浜工場
	- 東浜工場
	- 大沢工場
報告対象期間	2020年4月1日～2021年3月31日
発行日	2021年7月7日 (前回発行時期2020年7月/次回発行予定時期2022年7月)
作成部署	企画部 広報課

■ 参考としたガイドライン

GRI (Global Reporting Initiative)
「サステナビリティ・レポーティング・スタンダード (2016/2018/2019)」

※ 本ESG報告書2021の配色は、「カラーユニバーサルデザイン推奨配色セット」
(制作: カラーユニバーサルデザイン推奨配色セット制作委員会) を参考に作成しています。(URL: <http://www.cudo.jp/colorset>)

当社のCSR活動はWebサイトでも紹介しています



[Web
https://www.nideck.co.jp/csr/](https://www.nideck.co.jp/csr/)

CONTENTS

編集方針 / 報告書プロフィール	1
株式会社ニデックの概要	3
トップメッセージ	4
CSRへの取り組み	5

2020年度活動報告

E 環境	7
-------------	---

S 社会	11
-------------	----

研修・教育 / 多様性 / 公正な事業慣行
情報セキュリティ / 製品責任 / 社会貢献 など

G コーポレートガバナンス	21
----------------------	----

お問い合わせ先

株式会社ニデック 企画部 広報課

TEL : 0533-67-6753

E-Mail : info@nidek.co.jp

当社に関する詳しい情報は、ウェブサイトをご覧ください。

URL : <https://www.nidek.co.jp>



株式会社ニデックについて

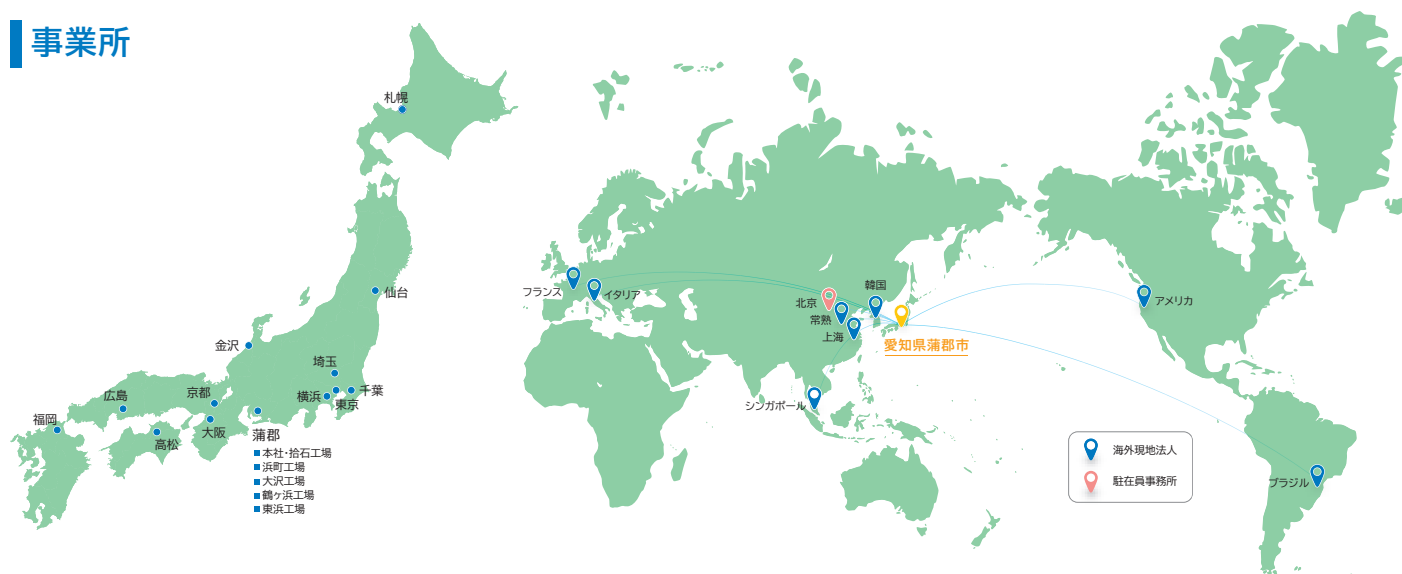
会社概要 (2021年3月末日現在)

名称	株式会社ニデック
本社	〒443-0038 愛知県蒲郡市拾石町前浜34番地14 TEL:0533-67-6611 (代)
代表者	代表取締役社長 小澤素生
設立	1971年7月7日 (創業日8月8日)
資本金	4億6,189万円
社員数	1,628名 (男性:1,269名 女性:359名) ※役員・顧問を除く

事業内容

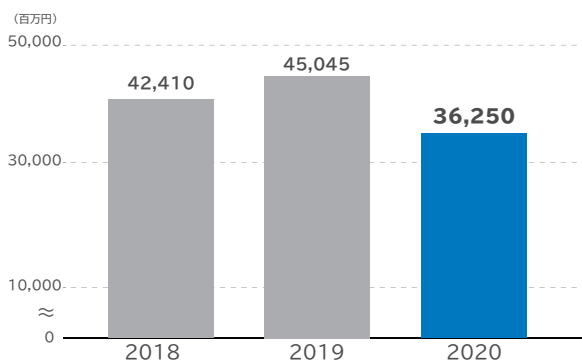
分野	主な事業内容
医療分野	高精度な眼科向け手術装置、レーザ機器、検査診断装置などの開発・製造・販売を総合的にこなっています。近年では、活躍の場を健診分野に広げるなど、医療現場のニーズに幅広く応えています。
眼鏡機器分野	視力測定、レンズ測定、レンズ加工といったメガネづくりの全工程を支えているのは、ニデックの“確かな技術”です。省スペース化、作業の効率化を実現し、「見える感動」「かける喜び」を感じていただくお手伝いをしています。
コーティング分野	日々進化するディスプレイや光学部品、これらの性能を支える薄膜コーティング技術。特定波長の透過・反射をナノレベルの薄膜の組み合わせで実現し、多様化するお客さまのニーズにお応えします。

事業所

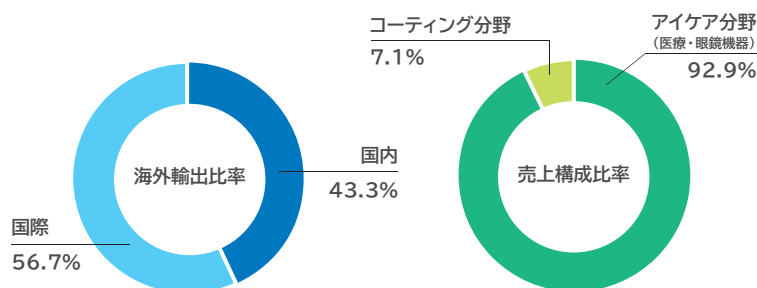


ニデックの主なデータ

売上高



2020年度売上比率データ



喜びと感動をお届けする企業で 在り続けるために

代表取締役社長

小澤 素生



2020年度ニデックの取り組み

まずは、新型コロナウイルスの影響を受けられているすべての皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。また医療機関に従事される方々をはじめ、感染拡大防止に日々ご尽力、ご協力されている皆さまに深く感謝申し上げます。

2020年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、世界全体に大きな変化が生じた1年となりました。4月～6月で大きく落ち込んだ経済は、その後回復してきているとはいえ、未だ新型コロナウイルスの状況は国内、海外ともに収まっていません。ロックダウンや緊急事態宣言など各国で経済活動が制限され、実質GDPは-3%と、21世紀では初めてのマイナス成長、日本は-5%となりました。

こうした環境の中、2020年度は新型コロナウイルス感染防止を目的とした製品や、眼鏡店における遠隔操作製品を上市することができました。またマーケティング、展示会、顧客コミュニケーションのデジタル対応、サービスや製品紹介の動画活用など、情報収集・情報発信に取り組みました。社内では、Office 365や業務自動化RPAなどのデジタルツール導入、リモートミーティング、テレワークの実施など、デジタル化がより一層進んだ年になりました。

50周年を迎えるにあたって

当社は2021年8月に50周年を迎えます。これもひとえに、永年にわたりご愛顧いただいておりますお取引さま、地域の皆さま、関係各位のご支援の賜物と心より厚く御礼申し上げます。

今回、50周年を機にコーポレートロゴを刷新しました。次の50年に向けて、眼科領域にとどまらずヘルスケア領域への貢献をより一層かつグローバルに展開していきたいという決意を込め、右上がりの成長曲線には、お客さまと当社がともに繁栄していく姿を表しています。

近年、国連が定める「持続可能な開発目標 (SDGs)」など、社会課題に対応する動きが世界的に加速しています。こうした動きの中で当社は、さまざまなステークホルダーの皆さまの困りごとを解決する「ソリューション型企業」へ転換し、その期待に応えていくことが重要だと考えています。今後も、目と身体 [Eye & Health Care] のリーディングカンパニーを目指して、製品やサービスを通じてお客さまへソリューションを提供し続け、新たな価値の創出ができるよう、気持ち新たに社業に邁進してまいります。今後とも、なお一層のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

CSRへの取り組み

企業行動憲章

ニデックは、いつの時代も存在意義のある企業で在り続けるために、「Eye & Health Care」を核とした事業をグローバルに展開するとともに、国内外の法令およびその精神の遵守はもとより、高い倫理観と公平性をもって行動し、持続可能な社会の発展に貢献していきます。

1. 人権の尊重

全ての人々の人権を尊重し、差別的な取扱いや個人の尊厳を損なう行為をしません。また、児童労働や強制労働を認めません。

2. 透明性の高い企業活動の推進

様々なステークホルダーとのコミュニケーションを図るとともに、適宜適切に企業情報を提供し、透明性の高い企業活動を推進します。

3. 製品・サービスの品質・安全確保

人々が健康で快適な生活を送るために、新しい価値の創出に努めるとともに、安全で高品質の製品・サービスを提供し、お客様の満足と信頼が得られるよう努力します。

4. 環境問題への積極的な取り組み

地球及び地域環境保全の重要性を認識し、循環型社会形成に寄与する改善活動を継続的にを行います。

5. 社会との調和

良き企業市民として積極的に社会貢献活動の推進に努め、地域社会との調和を図ります。また、海外においてはその文化や慣習を尊重し、地域の発展に貢献します。

6. 健全で快適な職場環境の実現

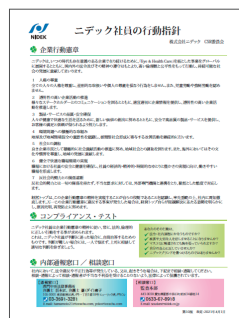
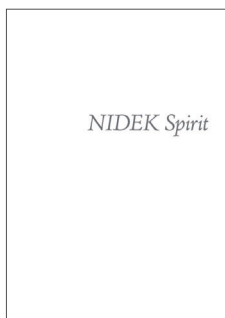
職場における社員の安全と健康を確保し、社員の経済的・精神的・時間的なゆとりと豊かさの実現に向け、働きやすい職場を形成します。

7. 反社会勢力との関係遮断

反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、外部専門機関と連携をとり、毅然とした態度で対応します。

経営トップは、この企業行動憲章の精神を実現することが自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内に周知徹底します。万が一この企業行動憲章に違反する事案が発生した場合は、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を明らかにし、原因究明、再発防止に努めます。

この企業行動憲章は、当社のCSR活動の基盤になるものです。社員がいつでも確認できるよう、コンプライアンス・マニュアルをはじめとする各種マニュアル、冊子、ウェブサイトなどに掲載されています。



(左)：経営理念体系をまとめた冊子「NIDEK Spirit」。
全社員が所有しています。

(中央)：コンプライアンス・マニュアル。当社の企業活動に
関するコンプライアンスについてまとめています。

(右)：ニデック社員の行動指針。
すべての職場に掲示しています。

ニデックのCSR委員会

当社は、CSR委員会を設置しています。社会から信頼される企業で在り続けるために、当社の事業に合致したCSR活動を通じて、当社を取り巻くすべての利害関係者の皆さまと良好な関係を構築することを目的に活動しています。

CSR委員会の役割

1. CSRの方針、活動を企画立案する。
2. CSR活動の執行状況を監視、監督する。
3. CSRに関する情報の社内外への開示を管理し、また広聴活動を実施する。
4. CSRに関する教育、啓蒙をおこなう。
5. CSRに関する問題を解決する。また、その解決のために、自ら必要な調査を行い、または関係部署に必要な調査を依頼する。
6. CSRに関しては正措置の実施とその結果の報告を指示する。
7. CSRに関する各委員会および関連部署の取り組み・成果などを取りまとめる。

ステークホルダーエンゲージメント

当社は、事業活動をおこなう上で、さまざまなステークホルダーとの関わりを持っています。ステークホルダーとのコミュニケーションを通じて得たご意見やご要望を積極的に取り入れ、さまざまな取り組みを展開しています。

ステークホルダー	主な課題	主なコミュニケーション方法
お客さま	- 安全で高品質な製品の提供 - 環境配慮型設計の推進 - 苦情への対応 - 適切な製品、サービス情報の開示・提供 - お客様への適切な対応、サポート	- 日常の営業活動 - 共同研究 - サポートセンター - ウェブサイトお問い合わせフォーム - ショールーム、展示会
お取引先さま	公正で公明な取引の徹底	- 取引先説明会の実施 - 取引先による技術展示 - 取引先との定期的な協議 - お問い合わせ窓口（各調達部門、販売部門）
従業員	- 人材の育成と活用 - 多様な人材、働き方の尊重 - 労働安全衛生と健康への配慮 - 人権の尊重	- 人材育成プログラム - 相談窓口の設置 - 社内報の発行 - 中央安全管理委員会 - 福利厚生委員会 - 対話会、情報交換会
地域社会	- 地域社会への貢献活動 - 事業場での事故、災害防止	- 地域でのボランティア活動 - 地域行事への参加 - 工場見学 - 出前授業 - 防災、防犯訓練への参加
行政	- 法令遵守 - 労務管理教育の実施 - 法改正への対応	- 階層別研修の実施 - 役職別研修の実施



環境方針

ニデックは、企業の社会的責任、地球および地域環境保全の重要性を認識し、循環型社会形成に寄与する改善活動を継続的にこなっています。

環境方針

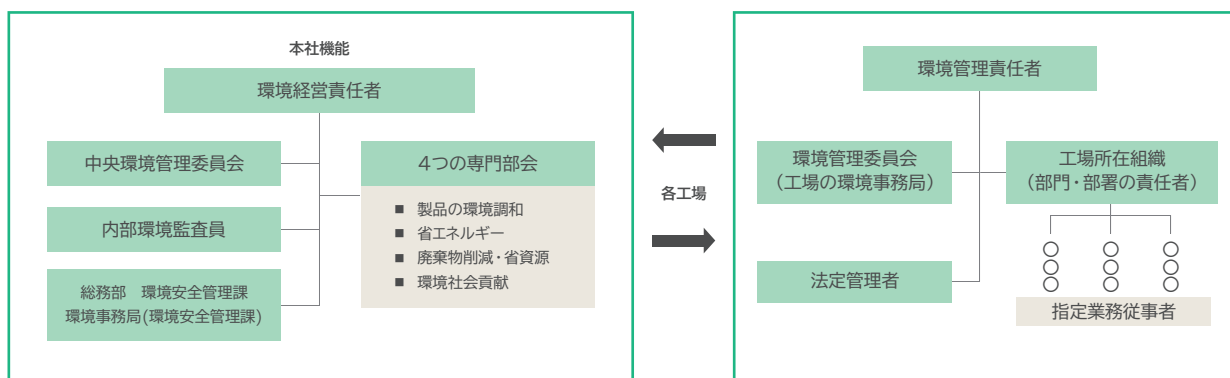
1. 事業活動に伴う環境側面が環境に与える影響を的確に捉え、環境目的及び目標を定めて全従業員で取り組み、汚染の予防、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和と対応、生物多様性及び生態系の保護を推進する。なお、環境目的及び目標は定期的に見直し、必要に応じて改訂することにより、環境パフォーマンスの継続的な改善を図る。また、環境に関する法律、規制、条例、自主規制等を順守し、利害関係者の意見を尊重する。
2. 事業活動、製品の製造及びサービスが環境に与える影響を考慮し、特に次に示す事項について重点的な環境保全活動を推進する。
 - (1) 製品の環境調和
主力製品から、有害物質の排除を促進するとともに、グリーン調達を推進する。
また、原材料の調達・生成から製品の廃棄処理に至るまでの環境影響について考慮し、環境配慮型の製品を提供する。
 - (2) 省エネルギー
エネルギー消費の少ない製品設計及び生産プロセスの導入等により、省エネルギーを推進する。
 - (3) 廃棄物削減・省資源
資源の有効利用を図るとともに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進することにより廃棄物の総排出量の削減を図る。
また、ゼロ・エミッションを推進する。
 - (4) 環境社会貢献
CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の観点から、環境情報の公開と、地域・社会とのコミュニケーションを通じて、環境保全に貢献する。
 - (5) 化学物質の適正管理
大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の防止に努めるとともに、人の健康及び生物との共存の観点から化学物質の適正な管理を推進する。
 - (6) フロン類の排出抑制
業務用の冷蔵・冷凍・空調機等を適正に管理（フロン類の漏れ防止・廃棄管理、低GWP*・ノンフロンなどのグリーン冷媒使用推進等）することにより、オゾン層の保護、地球温暖化の防止及び温暖化に伴う気候変動を緩和する。（*GWP：Global Warming Potential：地球温暖化係数）
 - (7) 事業継続計画（BCP：Business Continuity Planning）
BCPにより、想定される気候変動による災害などの緊急事態が発生した時の損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための対応をする。
3. 環境教育、社内広報活動等により全従業員に環境方針の理解及び持続可能な地球環境保全に対する意識の向上を図る。
また、関連会社に対し理解と協力を求める。

環境マネジメントシステム

当社は、環境経営責任者の下に、中央環境管理委員会と4つの専門部会を設置しています。また各工場に環境管理委員会を置き、工場ごとに改善点を見出し、改善に向けたPDCAサイクルを回しています。

工場ごとの活動を中央環境管理委員会に報告し共有することで、全社を挙げた改善を続けています。

環境管理推進組織図



詳しくは当社webサイトをご覧ください <https://www.nidek.co.jp/csr/environment.html>

環境会計

環境会計とは、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果（経済効果）を認識し、可能な限り定量的に測定する仕組みのことです。環境省「環境会計ガイドライン（2005年版）」を参考に、適切な取り組みを進められるよう適宜項目を見直しています。2020年度は、投資、費用合わせて145.87百万円を投入しました。

(単位:百万円)

環境保全コストの分類			内訳	
			投資	経費
事業エリアコスト	公害防止コスト	大気汚染・水質汚染・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭を防止するために発生したコスト	0	4.63
	地球環境保全コスト	省エネにかかるコスト+温室効果ガス排出抑制のためのコスト	1.07	36
	資源循環コスト	廃棄・リサイクルにかかるコスト	0	70
上下流コスト		梱包材・再商品化など(下流)にかかるコスト	0	0
管理活動コスト		環境負荷監視や環境教育にかかるコスト	0	24.5
研究開発コスト		研究開発のなかで、環境配慮のために発生した費用	—	—
社会活動コスト		クリーンキャンペーンなど、業務に関係のない環境分野の社会貢献活動に発生したコスト	0	3.39
環境損傷対応コスト		汚染などを引き起こした場合に、自然修復にかかる費用や賠償金などのコスト	0	6.28
合計			1.07	144.8

※ 環境ガイドライン2005を参考に作成しています。

<事業エリアコストについて>

- ・主要設備のコストのみを集計しています(主要設備:年間経費が100万円を超える設備)。
- ・公害防止コスト、地球環境保全コスト双方に関連する設備は片方に集約して計上しています。
- ・複合コストに該当するコスト按分は実施しておりません。
- ・電力費用の集計は実施しておりません。

<上下流コストについて>

- ・グリーン調達のコストは集計しておりません。

グリーン調達の推進

「ニデック環境方針」のもと、ISO14001またはそれに準じた環境管理体制の構築など、グリーン調達への協力依頼に対して、同意書を提出していただけるよう各取引先へ要請し、環境負荷の少ない原材料の調達を推進しています。

製品の環境調和

当社は、有害物質の排除を促進するとともに、環境への負荷を低減した製品の開発・製造を推進しています。

2020年度には2つの環境配慮型製品を発売しました。いずれも環境に配慮した設計により、性能や機能を向上させながらも、製品の軽量化、省電力化、ならびに分解性の向上による材料の再資源化を容易にする等、環境への負荷低減を実現した製品です。

○ マルチファンクションエッジャー ME-1500

ME-1500は、玉型データを受信して編集およびフレームに合わせてメガネレンズを加工できる、レンズエッジャーのハイエンドモデルです。レンズ加工におけるマルチな機能を搭載しています。



- ・ハイカーブヤゲン加工
- ・ステップ加工/パーシャルステップ加工
- ・カスタムヤゲン加工
- ・ミニヤゲン加工
- ・3Dチルト穴あけ加工/3Dチルト溝掘り加工
- ・デザイン加工（デザインカット、特殊面取り、デザイン面取り、ヤゲン鏡面、部分溝掘り/部分ヤゲン、玉型変形）

多くの機能を持ちながら、装置本体の重量は52kg以下と軽量であること、ならびに消費電力は最大1.5kVAと、省電力化により環境に考慮した設計を実現しています。

○ インテリジェントブロッカー ICE-1500

ICE-1500は、レンズに加工用のレンズカップを取り付ける（ブロッキング）ことを使用目的とした装置です。



レンズの加工準備に関するさまざまな機能をこの一台に凝縮しています。

- ・全自動ブロッキング
- ・レンズ測定機能
- ・パーシャルステップ測定
- ・多彩な玉型編集機能搭載
- ・トレーサー機能（NTタイプは除く）

有害物質の規制対応はもちろんのこと、重量は21kgと軽量化され、消費電力は110VAと省電力化を実現しています。

環境配慮型製品の創出においては、原材料の調達から製品の廃棄処理に至るまでの環境影響について考慮しています。製品の企画・設計段階から負荷低減を考えた活動が重要と位置づけ、「製品アセスメント規程」に基づき、開発部門や製造部門、並びにサプライチェーンと連携し、積極的な改善に取り組んでいます。

具体的には、省電力化、再資源化が容易な製品材料の選択、製品の分解を容易にするための部品点数やネジの数の削減、包装資材の省資源化、製品廃棄時における廃棄手順書の提供もおこなっています。

今後も環境配慮型製品の開発・製造を推進し続けることにより、地球環境の負荷低減に努めていきます。

製品の環境調和専門部会

TOPICS 太陽光発電の導入

当社は、燃料を使用したCO₂の排出量を削減するため、2009年から浜町工場、2013年から大沢工場、2014年から拾石工場第7棟に太陽光発電システムを導入しています。2020年度の月別の発電力*1実績は、約1,158,980kWhでした。（木が吸収するCO₂量に換算すると、約26,030本の杉の木を植樹したことと同じ効果）*1：パワーコンディショナー出力電力量



大沢工場屋上の太陽光パネル

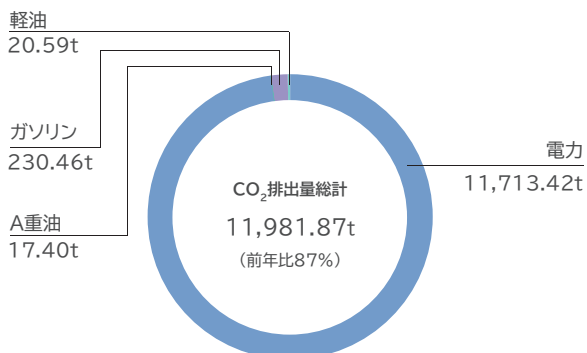
環境負荷概要



気候変動への取り組み

CO₂の排出を減少することにより、環境保全や生態系の保護に配慮した事業活動に取り組んでいます。各資源/エネルギーの使用量をCO₂に換算した場合、電力によるCO₂排出が大半を占めているため、全社的に日頃からの電力節約に力を入れています。

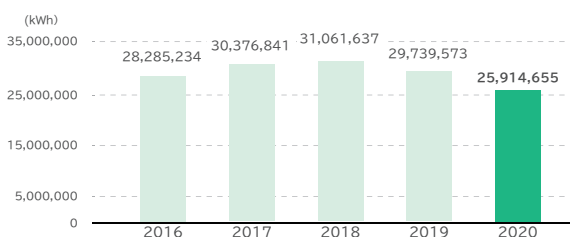
CO₂排出量



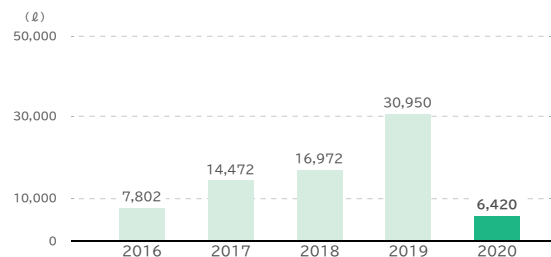
※ 社用車のガソリン・軽油使用量も報告に含めています（5工場+蒲郡支店）。

電力消費量の推移

2020年度は、コロナ禍で生産量が減少した影響もありますが、省エネ設備への入れ替えや省エネ活動を継続しておこない、電力消費量を削減することができました。

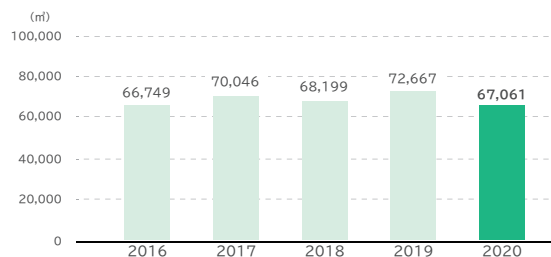


重油消費量の推移



市水消費量の推移

2020年度は、コロナ禍で生産量が減少した影響もありますが、洗浄工程の効率性向上などの節水に努め、市水消費量を削減することができました。



廃棄物量削減への取り組み

廃棄物のゼロエミッション達成に向け、最終廃棄物の内容分析をし、再資源化率の向上を目指して全社的に活動を展開しています。2020年度も、99%以上の再資源化を達成できました。

	2020年度
有価/再資源	498,808.1
最終廃棄物	285.3
合計	499,093.4
再資源化率	99.9%

(単位: kg)



安全管理の指針

ニデックは、「企業行動憲章」の指針に従い、全従業員および家族の安全と健康の確保は企業経営の基盤であり、社会的責任であると認識し、安全で安心して働ける職場環境を確保するよう活動しています。

安全管理方針

1. 安全管理活動に関係する諸法令および社内規程・基準を遵守する。
2. 経営層をはじめ全従業員は、それぞれの職分に応じた責任と行動により労働安全衛生マネジメントシステムが適切に実施運用されるよう努力する。
3. 安全管理活動の重要性を全従業員に周知し、必要な訓練・教育を通して意識の向上を図る。
4. 全従業員の協力の下、安全管理活動を実施し、その家族も含め安全と健康の確保に努める。
 - (1) 安全衛生
リスクアセスメント、危険予知、ヒヤリハット活動、化学物質の適正管理等を実施し、労災事故を未然に防止し、快適職場の形成に努める。
 - (2) 健康
心と体の健康増進活動を進めることにより、健康維持に努める。
 - (3) 交通安全
交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全対策を推進し、交通事故の削減に取り組む。
 - (4) 防災
想定される災害リスクの事前対策を推進し、来訪者を含めた安全確保と被害の軽減を図る。

安全管理活動

労働安全衛生マネジメントシステムに基づき安全管理体制を構築しています。その中で、安全管理活動の柱となる4つの専門部会（安全衛生、健康、交通安全、防災）を設置し、安全と健康を確保するように努めています。

○ 労働災害防止啓発

労働災害の撲滅、業務上の安全意識向上を目的とし、新入社員、中途社員、異動者を対象者とした危険予知教育の実施やリスクアセスメントの実施等をおこなっています。
2020年度は、過去に発生した労働災害の事例や

「自動車運転者から見た二輪車運転者の注意」をテーマとした動画を作成し、全従業員に注意喚起しました。

○ 防災訓練の実施

毎年10月から11月にかけて防災訓練を実施しています。



防災訓練時におこなう消火器訓練の様子

○ 交通事故防止の取り組み

新たに外勤者になった方を対象として、交通安全特別トレーニングをおこなっています。

○ セーフティ100日間 無事故・無違反運動への参加

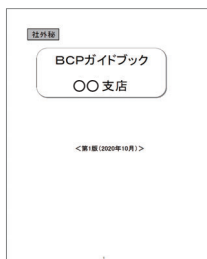
蒲郡市の安全運転管理協議会主催「セーフティ100日間無事故・無違反運動」に12チームが参加し、うち10チームが無事故・無違反を達成しました。



達成チーム代表表彰の様子

○ BCP（事業継続計画）への取り組み

大規模災害などに備えてBCP^{*1}を策定しています。2020年8月に、全従業員を対象にeラーニングをおこない理解度の向上を図るとともに、11月には災害対策本部員を対象に「新型コロナウイルスに関する振り返りと対策」をテーマとする机上訓練を実施し、今後の活動に活かしていく機会としました。また全国・海外の拠点を巻き込んだグループとしてのBCP推進の一環として、全拠点のBCPガイドブックを作成し、運用を開始しました。



^{*1}：企業が緊急事態（自然災害や火災・爆発、新型インフルエンザ、テロなど）に陥った場合に、そこで被る損害を最小限に抑えつつ、中核のビジネスを継続したり、早急に復旧したりするため、日頃おこなう活動や緊急時の行動をまとめた計画のこと。

健康に関する取り組み

○ 健康経営優良法人2021（大規模法人部門）の認定

2021年3月、経済産業省が健康経営の普及促進に向けて推進する「健康経営優良法人認定制度」に認定されました。



○ 愛知県健康経営推進企業の登録

2019年11月から、社員の健康の保持・増進を推進する企業として登録されています。



○ 健康診断の実施

社員の健康意識向上を目的とした定期健康診断、有害物質を取り扱う作業者を対象とした、特殊健康診断も実施しています。結果に基づき、要二次検査者へのフォローも欠かさずおこなっています。

また35歳、40歳以上の社員を対象とした生活習慣病健診も実施しています。結果に基づき、生活習慣の改善が必要な社員へは、特定保健指導もおこなっています。

○ メンタルヘルスケアの取り組み

2020年度も、全従業員を対象としたストレスチェックを実施しました。

また社員とその家族を対象とした、メンタルヘルス外部相談窓口を設置しており、メンタル面から社員を支援する体制も整えています。

ストレスチェック受検率

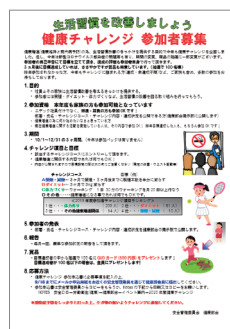
(単位：%)

	2018	2019	2020
ストレスチェック受検率	83.8	87.5	91.5

○ 健康増進のための活動

当社では、健康増進（健康維持と現代病予防）や生活習慣改善のきっかけの提供を目的とし、10月1日～12月31日までの3カ月間を「健康チャレンジ期間」としています。社員とその家族を対象としたもので、参加者は、禁煙・ダイエット・体力づくりなど、生活習慣の改善を図る取り組みに関しての目標を立て、達成の評価まで自己申告にておこなっています。

2020年度は、208名が参加し、うち175名が目標を達成しました。



健康チャレンジ案内ポスター

人事制度

当社は、社員からの人材育成や人事評価への要望に対して見直しをおこない、2019年4月より人事制度を刷新しています。

人事制度コンセプト

Simple	シンプルで分かりやすい
Communication	コミュニケーションを大切にする
Challenge	よりチャレンジしやすい環境

研修・教育制度

○ 新入社員研修

入社後2カ月間を研修期間と位置付け、集合研修、職場研修を実施しています。自律と創造をテーマに、会社・職場の理解と新入社員同士の結束を深め、社会人・ニデック社員としての基礎を学びます。

集合研修は、社内から選抜された先輩社員が企画、検討、運営およびトレーナーを務める当社独自の研修です。社会人としての心構え、ビジネスマナー、製品知識などをグループワーク、講義等を通じて学びます。

職場研修では、主に各配属先で必要な実務知識を習得します。

○ 語学研修

仕事を進めていく上で語学力の必要な場面が多くあります。社内TOEICの実施やオンラインでの語学研修など、語学力の強化を推進しています。

○ ニデックの教育体系

より効果的な研修とするため、年度ごとに計画を立てて実施しています。その他、各部門で必要な知識、情報はOJTと社外セミナー及び学会で習得していきます。最新の技術や情報を収集して知識と能力、技術力のアップに役立てています。

2020年度に実施した研修の一部

研修名	概要
次世代リーダー研修	次世代のリーダー候補を対象とした研修
昇格者研修	昇格者を対象とした研修
評価者研修	新たに評価者になった方を対象とした研修

教育制度

	新人	一般	主任	課長	部長・役員
階層別研修	新入社員研修			マネージャー研修	役員部長研修
目的別研修		ビジネススキル研修	次世代リーダー研修		
語学研修	TOEIC				
	英会話研修				
社外研修	社外公開セミナーへの参加、学会聴講、等				

多様性の尊重

○ 労働時間管理

長時間の労働は、健康状態の悪化だけでなく、私生活にも影響します。当社は、社員の健康を守り、充実した私生活を送ってもらうため、有給休暇取得の推進、ノー残業デーの設定をするなど、社員一人ひとりが健康で働きやすい職場を整えています。

2020年度は、新型コロナウイルス感染防止対策として、安全や健康に配慮した在宅勤務や時差出勤を実施しました。今後も、「新しい生活様式」への対応を推進し、感染リスクが最小限になるよう努めていきます。

従業員一人当たりの月平均所定外労働時間の推移

(単位:時間)

	2016	2017	2018	2019	2020
所定外労働時間	17.79	18.88	16.00	19.33	11.05

○ 有給休暇

当社の有給休暇は、入社初年度は10日、以降1年ごとに2日ずつ加算し、最大20日まで付与されます。取得しなかった有給休暇は翌年に繰り越し、年間で最大40日利用できます。

有給休暇の取得日数の推移

(単位:日)

	2016	2017	2018	2019	2020
平均取得日数	11.7	11.9	12.5	13.7	11.9

○ 育児・介護・治療と仕事の両立支援制度

育児休業取得率の推移

(単位:%)

	2016	2017	2018	2019	2020
取得率(女性)	100	100	100	100	100
取得率(男性)	6	10	25	43	24

育児休業後、安心して職場復帰していただけるよう、蒲郡市内に託児所を用意しています。

託児所内の様子



○ 育児・介護・治療と仕事の両立支援制度

諸制度の一覧

制度	概要
育児関連制度 (出産前)	● 妊娠中の通勤緩和措置 時差出勤、勤務時間の短縮のいずれかの措置をおこなっています。 ● 通院のための休暇 健康診査等で通院が必要な場合、通院休暇を取得することができます。 ● 産前休業 最大で6週間(多胎妊娠の場合は最大14週間)の休業が付与されます。
育児関連制度 (出産後)	● 育児休業 子が1歳に到達する日(誕生日前日)まで、特別な事情がある場合は最長で2歳に達する日まで取得可能です。 ● 勤務時間の選択 子が小学校第3学年修了まで、1日最大2時間の育児短時間勤務の制度を受けることができます。 会社が特別な事情を認めた場合は、所定労働時間が4時間30分になるまで短縮することができます。 ● 子の看護休暇 年間最大5日間、小学校第3学年修了までの子が2人以上いる場合は10日間取得することができます。
育児関連制度 (その他)	● 配偶者の出産 特別休暇として1日取得可能です。 ● 所定外労働、時間外労働、深夜業の制限 ● 時差出勤 所属長が認めた場合に限り、小学校3年生の年度末まで、通常勤務の時間帯の前後1時間の範囲内で時差出勤することができます。
介護関連制度	● 介護休業 最長93日まで取得可能です。 ● 介護休暇 年間5日まで取得可能、当該家族が2人以上の場合は10日間取得可能です。 ● 勤務時間の選択 3年間で限度に、1日最大2時間の介護短時間勤務の制度の適用を受けることができます。 会社が特別な事情を認めた場合は、所定労働時間が4時間30分になるまで短縮することができます。 ● 所定外労働、時間外労働、深夜業の制限 ● 時差出勤 所属長が認めた場合に限り、通常勤務の時間帯の前後1時間の範囲内で時差出勤することができます。
治療と就業の 両立支援	社員の私傷病において反復継続する治療と就労の両立支援を目的とし、出勤日数調整、短時間勤務、時差出勤等の就業上の支援をおこなっています。

○ 次世代認定マーク取得

2020年6月25日、愛知労働局長から「仕事と家庭（子育て）の両立支援に積極的に取り組んでいる企業」との認定を受け、「次世代認定マーク（くるみんマーク）」を取得しました。



○ あいち女性輝きカンパニーの認証

女性の活躍促進に向け、組織トップの意識表明や採用拡大、職域拡大、育成、管理職登用のほか、ワーク・ライフ・バランスの推進や働きながら育児・介護ができる環境づくりなどの取り組みをおこなっている「あいち女性輝きカンパニー」として愛知県より認証されています。働く場における女性の「定着」と「活躍」の場の拡大を図ります。



○ 人権尊重・差別禁止

当社では、すべての人々の人権を尊重し、差別的な取扱いや個人の尊厳を損なう行為のない職場づくりのため、全従業員が「ニデック企業行動憲章」に基づき行動しています。

TOPICS 「令和元年度健康宣言優良事業所 銀賞」を受賞しました

2020年6月17日、協会けんぽ愛知支部より「令和元年度健康宣言優良事業 銀賞」を受賞しました。

協会けんぽ愛知支部では、社員の健康維持・増進に取り組む健康宣言事業所のうち、特に積極的に取り組まれている事業所を「健康宣言優良事業所」として表彰しており、当社は今回初めて「銀賞」を受賞しました。

当社は、社員および家族の安全と健康の確保は企業経営の基盤であり、社会的責任であるという認識のもと、安全で安心して働ける職場環境を確保するよう、積極的に取り組みを続けてまいります。



全国健康保険協会 愛知支部 協会けんぽの表彰制度「健康宣言優良事業所」ページへのリンク

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aichi/cat070/2018080200/201808062221/2019032881/>

品質方針

当社は、「見えないものを見えるように」、「活き活き健康社会の実現」を目指しています。人々が健康で快適な生活を送るために、新しい価値の創出に努めるとともに、安全で高品質な製品およびサービスを提供します。品質方針に基づき、全社で品質の維持向上に取り組んでいます。定期的な内部監査を実施しているほか、社員への「品質教育」にも力を入れています。

1. <QOV 向上に貢献>

患者様のQOV(Quality of Vision)向上に貢献するため、要求事項に適合した高品質な製品及びサービスを提供します。

2. <お客様視点で品質を保証>

設計・製造・サービス全てのプロセスにおいて、お客様視点で品質を保証します。

3. <品質マネジメントシステムの継続的改善>

品質マネジメントシステムを構築し、有効性を維持するため継続的改善を実施します。

4. <品質目標を設定>

品質方針を実現するため、年度ごとに品質目標を設定し、目標達成に向け努力します。

5. <品質方針の周知、見直し>

品質方針は、掲示等により全社員に理解されるように周知を行います。また、適切性を維持するため必要に応じて見直します。

品質に関する取り組み

○ 品質保証体制

品質マネジメントシステムに関する国際規格「ISO13485」に基づき、システムを構築し、製品開発、生産、販売およびアフターサービスをおこなっています。それぞれの過程で厳しい品質のレビューをおこない、継続的な改善を続けています。またお客様の声や販売後の市場情報などを収集し、より良い製品づくりに生かしています。

品質保証委員会を定期的に開催し、品質マネジメントシステムの有効性のレビューもおこなっています。

○ 品質マネジメントシステム(QMS)

当社は、Eye & Health Careの担い手として医療機器の開発、製造、販売およびアフターサービスをおこなっている企業です。医療機器は、各国が定める品質マネジメントシステムに関する法規制要求事項に従って製造した製品のみが、その国での販売を許可されます。

近年、医療機器に対する品質や安全性に対するニーズの高まりから、各国の規制当局による監査が厳格化傾向に

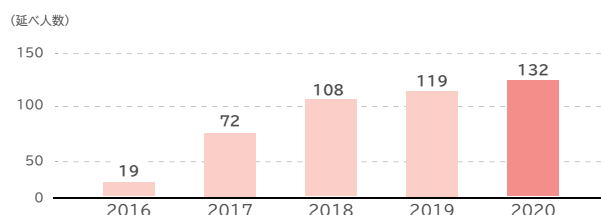
あります。当社は、設計開発からアフターサービスまでの各段階において、社内手順を整備し、お客さまに安全な製品を提供し、安心してご使用いただけるよう、法規制要求事項の適合性だけでなく、その有効性を高める取り組みとして、日々適切なシステムの運用と改善に取り組んでいます。

○ 品質教育の推進

品質管理の考え方や種々の手法、問題解決の進め方など、日常業務に役立つ知識を習得するため、品質教育を通じて、品質への意識向上に取り組んでいます。関連部署ではQC（品質管理）検定*2を受検しており、合格者は、1級から3級まで延べ132人（2021年3月時点）になりました。

*2: 日本規格協会と日本科学技術連盟が主催し、品質管理の知識をどの程度持っているかを客観的に判断し、認定を与える制度。

QC検定1級～3級 合格者数累計



○ 定期的な内部監査

当社の品質マネジメントシステムが各国の医療機器の法規制へ適合していること、手順書に基づき業務をおこなっていること、品質マネジメントシステムが有効であることを確認するため、定期的に内部監査を実施しています。

内部監査で検出された問題は、手順に基づき再発防止をおこなっています。根本原因を究明し、問題の原因を取り除くため、是正処置を計画・実行しています。またPDCAを回すことにより、品質マネジメントシステムの継続的な改善をおこなっています。

○ 品質に関する指標の見える化

品質を向上させ、良品率の高い製品を量産していくため、当社独自の品質管理システムを展開しています。

2020年度から、「苦情率」「不適合率」「CAPA（是正の進行状況）」といった重要な指標を1時間おきに自動更新でモニターに表示しています。さらにモニタリング視標として、信号機を用いた色別表示（青：異常なし、黄：注意、赤：警戒）も取り入れています。

○ 品質マネジメントシステムに関する国際規格の認証取得

国際規格「ISO 9001」と医療機器のための国際規格「ISO 13485」の認証を取得しています。



ISO 9001

登録機関（2021年現在）
TÜV Rheinland Cert GmbH

登録認証番号（2021年現在）
01 100 107201



ISO 13485

登録機関（2021年現在）
DEKRA Certification B.V.

登録認証番号（2021年現在）
4202064

○ 製品のお客さま対応、サービス対応

製品や地域ごとに、国内外のお客さまのお問い合わせに対応できるよう、体制を構築しています。

当社製品をご購入いただいた皆さまを対象とした「医療施設向け医療機器コールセンター」、「眼鏡店向けサポートセンター」を設け、アフターサービスのさらなる充実を図っています。

- 医療施設向け医療機器コールセンター
TEL:0533-67-0081
- 眼鏡店向けサポートセンター
TEL:0533-67-8909

○ 国家技能検定への取り組み

ものづくりを担う人材を育成するため、製造現場の社員が実践的な技術・知識を身に付けることを目的とした「電子機器組立て技能検定^{*3}」「光学機器製造技能検定^{*4}」の資格取得の支援を積極的におこなっています。

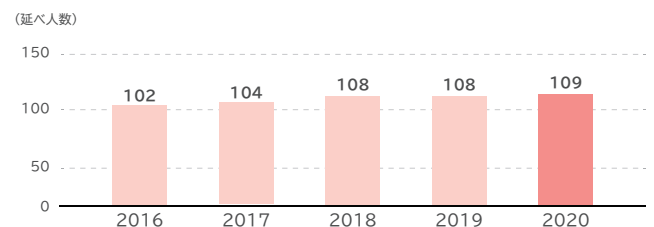


過去に合格した社員が講師となり、自主的な社内勉強会を開催するなどし、合格者は延べ121人（2021年3月時点）になりました。

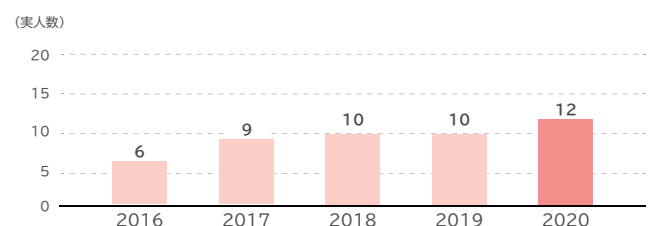
^{*3}: 都道府県職業能力開発協会が実施する、電子機器組立てに関する学科および実技試験。

^{*4}: 都道府県知事が実施する、光学機器製造に関する学科および実技試験。

電子機器組立て技能検定 合格者数累計（特級～2級）



光学機器製造技能検定 合格者数累計（1級）



調達に関する指針

当社は、「企業行動憲章」に基づき社会から信頼される企業で在り続けるために、当社を取り巻くすべての利害関係者の皆様と良好な関係の構築を目指しています。調達活動においても取引先様と公平かつ適正な関係を構築・維持できるよう推進していきます。

1. 公平公正な取引

常に取引先様とのコミュニケーションの充実を図り、公平、公正な調達活動に努めます。

2. 法令遵守

取引先様が事業活動をおこなう国や地域の法令、その他社会規範を遵守し、取引先様との信頼関係の構築に努めます。また、調達活動で得た取引先様の情報については、適切に保護・管理します。

3. 環境保全・保護

当社の「環境方針」に基づき、環境負荷の少ない部材を調達するなど、環境保全に配慮したグリーン調達に努めます。

4. CSR調達の推進

持続可能な社会の実現にむけて、取引先様と共にCSR活動の推進に努めます。「サプライチェーン CSR調達推進ガイドブック」を基本として、取引先様にもご理解ご協力を求めています。

サプライチェーンマネジメント

○ 取引先説明会の実施

製品に使われる部品の製造元企業グループ「オプティカ」に対し、毎年初めに取引先説明会を実施しています。当社の現状と今後の計画・方針を明示し、お互いのベクトルを合わせ、生産活動への理解と協力関係を深めることを目的としています。

オプティカ企業の皆さまには、当社製品の品質向上のため、当社の施策に常にご協力いただいています。



2020年度はリモートにて実施

○ サプライチェーン CSR調達推進ガイドブック

企業が果たすべき社会的責任としてのCSR活動は、環境問題などから端を発し、人権問題や情報セキュリティなど、その範囲を広げるとともに、年々関心が高まっています。2020年4月、サプライチェーン全体で共通理解をはかれるよう「サプライチェーンCSR調達推進ガイドブック」を作成しました。

サプライチェーン CSR調達推進ガイドブック 主要な項目

- 人権・労働
- 品質・安全性
- 安全衛生
- 情報セキュリティ
- 環境
- 社会貢献
- 公正取引・倫理

社会貢献活動

当社は、本業を通じ、また、当社でできうる活動である地域の美化運動などの環境保全活動や、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。2020年度に当社が実施した活動の一部をご紹介します。

○ 日本点字図書館への寄付

日本点字図書館への寄付活動は、定期的な活動として定着しています。2020年度も、視覚障害者の方のための音声ブックと日本点字図書館の運営費用として寄付しました。

録音図書の写真



○ エコキャップの回収

2009年から「エコキャップ運動」に継続して参加しています。2020年度は、全社で191,393個のキャップ（ワクチンにして約223人分）が集まりました。

○ 使用済み切手の回収と寄贈

2020年度も使用済み切手を1.26kg回収し、社会福祉法人視覚障害者支援総合センターへ切手を寄贈しました。

○ 小中学校にて出前授業「目のおはなし」を実施

2009年度から、小中学生の皆さまに、目について正しい知識を持っていただけるよう、講演活動を実施しています。2020年度は、小中学校計13校、2,226名の児童・生徒の皆さまに向けて出前授業を実施しました。



○ 日本障害者セーリング協会 (PSAJ) へ協賛

2016年11月から継続して、日本障害者セーリング協会へ協賛しています。今後も、同協会への活動を支援していきます。

○ フェイスガードの寄贈

自社でコーティングしている眼鏡レンズと同様の真空蒸着法^{*5}にて、シールドの両面に反射防止膜をコーティングしたフェイスガードを、蒲郡市・東京、神奈川の手話通訳関係の施設へ寄贈しました。



^{*5}: コーティング手法の1つ。詳細はWebサイトをご覧ください。

(真空蒸着の原理ページ

https://www.nidek.co.jp/products/coating_technology/coating_technique.html#h9954)

○ 「ライトアップinグリーン運動^{*6}」に協賛

世界緑内障週間^{*7}に合わせて日本緑内障学会が展開する「ライトアップinグリーン運動」に協賛し、期間中の2021年3月11日(木)に当社の工場の一部を緑色でライトアップしました。



^{*6}: 緑内障の啓発活動の一環とし、国内のランドマークとなる施設を緑の光で照射する運動のこと。

^{*7}: 世界緑内障連盟 (World Glaucoma Association) が展開している緑内障啓発のための国際的なイベント。2008年から世界一斉におこなわれている。

TOPICS 新型コロナウイルス感染症への対応

感染予防対策と感染が発生した際の対応

当社では、全体の感染予防と事業継続に責任を持つ社長を司令部トップに置く対策本部を設置し、必要な措置を決定、周知、実行してきました。

社員の日常的な予防策と感染の疑いまたは感染した場合の措置は以下の通りです。

勤務中の感染予防対策

① 体調管理

- 出社前の検温を習慣づける
- 勤務中体調が悪くなった社員は直ちに所属長に申し出た上で帰宅する

② マスクの着用

- 社内のマスクの着用を徹底する
- マスク着用の際には口や鼻をしっかりと覆う

③ 昼食および休憩時の注意

- 飲食のためにマスクを外す場合は会話を控える
- 着座の位置は対面や隣り合わせを避ける
- マスク着用時でも大きな声で話さない

④ 喫煙時の注意

- 喫煙室での会話は控える

⑤ 出張・来客

- 国内出張・来客の受け入れは自粛し、延期またはオンライン会議にするなどの工夫をする。必要場合は所属長の判断を仰ぐ
- 海外出張については当面の間、原則禁止とする

⑥ 会議時の注意

- 密にならないよう人と人との間隔を十分に空ける
- 会議時間を出来るだけ短くする
- オンライン会議を積極的に活用する

⑦ 会食の禁止

- 取引先との会食は原則禁止とし、必要場合は所属長の判断を仰ぐ

⑧ その他

- 職場の密を避けるためにセミナーホールA、Bを有効に活用する定期的に換気をする
- 不特定多数の人が集まるセミナー、その他イベントへの参加を原則禁止する。必要場合は所属長の判断を仰ぐ

感染の疑いまたは感染した場合の措置

- 「かかりつけ医等の地域で身近な医療機関」、「受診・相談センター（保健所）」に相談した場合、その情報を会社に報告
- 社員本人もしくは同居する家族が濃厚接触者に特定された場合は、速やかに会社に報告すると共に、保健所がおこなう健康観察期間中（現状は14日間）は自宅待機。

- 陽性者となった場合は、保健所等に従った対応。自宅療養、宿泊療養または医療機関に入院。

緊急事態宣言下での対応

「緊急事態宣言」の発出状況等を基に出社率を制限し、在宅勤務や時差出勤等を最大限活用する勤務体制を実施しています。

① 在宅勤務の対象者

- 基礎疾患を持っている社員（妊婦中を含む）
- 公共交通機関利用者
- 緊急事態宣言地域の勤務者

② 時差出勤の対象者

- 公共交通機関利用者
- 小学校が休校となっている社員
- 妊娠中で医師から必要な措置の指導があった社員
- 三密を避けるための措置で時差出勤により業務への大きな支障がないことを所属長が判断した社員

新型コロナウイルス感染症に対する事業活動を通じた取り組み

当社では、自社の反射防止コーティング技術を活用した飛沫対策用製品を取り扱っています。

○ フェイスガード（※写真1）

○ アクリル防護板（※写真2）

○ 高透明エアロゾルボックス（※写真3）



各製品の詳細は当社webサイトをご覧ください

https://www.nidek.co.jp/products/coating_general/gen_others_list/

コーポレートガバナンス Governance



コンプライアンスの指針

ニデックは、社会共通のルールや規範に従って行動することは、事業を継続する上で必要不可欠であり、率先して取り組むべき課題と考えています。法律や規則を遵守し、企業倫理を守って行動することはもちろん、法律の趣旨や社会の規範に照らして、企業に求められる道義的・社会的な責任を果たしていきます。

お客さまをはじめとする、すべてのステークホルダーの皆様の信頼を裏切らないよう、「企業行動憲章」の指針に従い、コンプライアンスを実践していくことを全社員に求めています。

コンプライアンスに関する主な規程類およびハンドブック

コンプライアンスマニュアル

「ニデック企業行動憲章」に則り、各行動指針の目的、守るべきことなどを解説しています。

個人情報保護規程／特定個人情報取扱規程

https://www.nidek.co.jp/information/privacy_policy.html

欧州個人情報保護規程

欧州経済領域内において、当社が事業活動をおこなう上で取得した個人情報および保護に関する基本方針を定めています。

健康情報等の取扱規程

従業員等の心身の状態に関する情報の取扱いに関する基本方針を定めています。

透明性ガイドライン

<https://www.nidek.co.jp/csr/transparency.html>

公的研究費の不正防止に関する基本方針

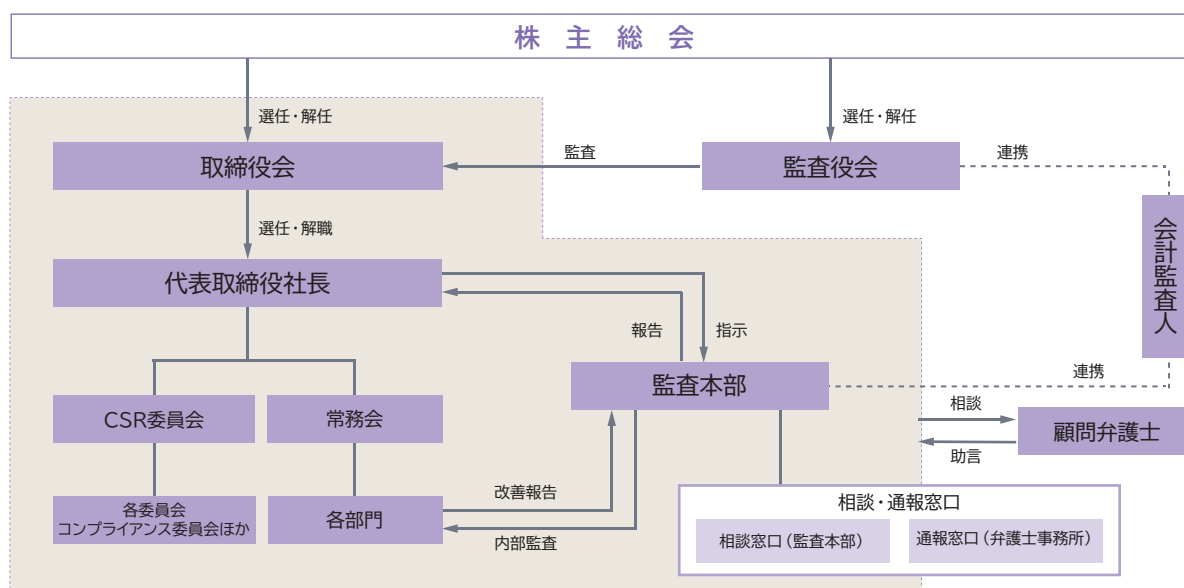
https://www.nidek.co.jp/csr/public_research_spending.html

調達方針（サプライチェーンCSR調達推進ハンドブック）

https://www.nidek.co.jp/csr/procurement_policy.html

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、外部相談窓口を設置するなど、客観性・透明性の高いガバナンス体制を構築しています。



法令遵守体制

コンプライアンス委員会を設置し、法令遵守の状況把握、法令違反の未然防止をおこなうとともに、法令違反があった場合に適切な対応を取れるよう体制を整えています。

コンプライアンス委員会の役割

1. 社内の法令遵守体制の構築・維持・管理
2. 法令遵守マニュアルの策定およびメンテナンス
3. 法令遵守についての教育や啓蒙
4. 法令遵守活動の実施状況のモニタリング
5. 問題発生時の調査や対応
6. 法令に関する社員からの相談窓口

コンプライアンスの推進

○ ニデック社員の行動指針

社員のコンプライアンス意識を高めるため、「ニデック社員の行動指針」のポスターを作成し、各職場に掲示しています。このポスターには、企業行動憲章をはじめ、社員が自らの行動について自問自答するためのコンプライアンス・テスト（チェックリスト）や公益通報相談窓口の情報が掲載されています。

○ コンプライアンス教育

当社は、社員へのコンプライアンス教育に力を入れており、年度の初めに年間計画を立て、階層別・職種別の研修を定期的に実施しています。

また毎年全社共通のテーマを設け、研修を実施し、意識向上・注意喚起に努めています。

2020年度に実施した教育・研修

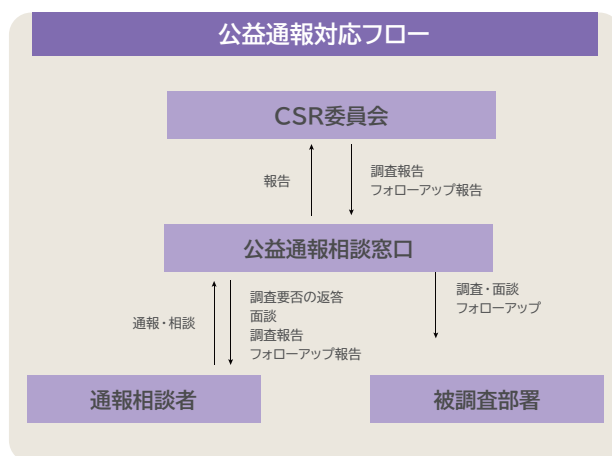
管理職	● コンプライアンス研修 ● 労務管理教育
営業部門社員	● 営業担当者向けコンプライアンス研修（国内・国際）
開発部門社員	● 研究倫理教育
新入社員/中途社員	● コンプライアンス研修
全社員	● パワーハラスメントに関する研修 ● 情報セキュリティ研修

内部通報制度

○ 公益通報相談

組織的または個人的な法令違反行為などについて、相談または通報できる「公益通報相談窓口」を社外に設け、社員に周知しています。この制度は、不正行為などの早期発見と是正を図り、コンプライアンスを強化することを目的としています。

また通報者が通報または相談したことによって、不当な不利益を受けることがないよう、社内規程でその保護を定めています。



○ グローバル内部通報制度

2020年度から、中国国内で、外部の弁護士が通報を受け付ける内部通報制度社外窓口を新設し、内部通報制度の拡充を図りました。また、今後の運用に向けて、各現地法人における内部通報制度社外窓口運用に向けた制度・仕組みの構築に取り組んでいます。

公的研究費の不正防止に関する基本方針

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等に基づき、公的研究費を適正に運営・管理し、不正な使用を防止することを目的とし、以下のとおり、基本方針を定めています。

1. 法令・指針・ガイドラインの遵守

公的研究費の不正防止に関する法令、国および配分機関等が定める指針・ガイドライン等を遵守する。

2. 責任体制の明確化

責任体制を以下のように定める。

責任者	職名
最高管理責任者	代表取締役社長
統括管理責任者	管理本部長
コンプライアンス推進責任者	公的研究費に係る各事業部・本部の責任者

3. 規程・運用ルールの整備

公的研究費の使用に関する行動規範、公的研究費の管理および不正防止対応規程、これに関連する運用ルール・手順を整備し、基本方針とともに、公的研究費に関わる全従業員（研究者、事務担当者、管理者）に周知する。

4. 不正防止計画の策定と実施

公的研究費の不正使用を未然に防止するために公的研究費不正防止計画を策定し、実施する。

5. モニタリング

公的研究費を適正に執行するために、発注・検収・支払等の実施状況および会計書類を確認し、物品の実査等をおこなう。

6. 相談・告発窓口の設置

公的研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する相談・告発窓口を設置し公表する。

公正な事業慣行

○ 反社会的勢力の排除

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、外部専門機関と連携をとり、毅然とした態度で対応します。

○ 汚職贈収賄防止について

「コンプライアンス・マニュアル」において不正な金銭の授受や、社会的に不相当な接待・贈答をおこなってはならないことなどを定め、事業活動全般を通じて腐敗防止に努めています。

○ 医療機関等との関係の透明性について

当社のあらゆる活動において、日本医療機器産業連合会（医機連）より出された「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドラインについて」および「臨床研究法」に従い、医療機関等との関係の透明性および信頼性を確保しています。

Eye & Health Careの発展に寄与していくこと目指し、本指針に基づき、医療機関等への支払い資金の情報を公開しています。

贈収賄、過剰接待、利益相反取引の禁止

● 贈収賄の禁止

- ・不正な利益を得るために金銭その他の利益を供与してはならない
- ・顧客、取引先が不正な利益を得る見返りとして、金銭その他の利益供与を受け取ってはならない
- ・自分の立場を利用して、直接的、間接的に金銭その他の利益供与を要求してはならない
- ・不正な利益を得るために、当社の海外代理店や関係者が何らかの行為をするよう働きかけたり、不正な取引に関与したりしてはならない

● 過大な接待・贈答の禁止

- ・社会通念や一般常識に照らして、過大な接待・贈答の提供や授受をしてはならない

● 利益相反取引の禁止

- ・会社の不利益に繋がるような協業行為（他社の役員や社員を兼務することや自らの営利目的の事業をおこなうこと）をしてはならない
- ・自己または第三者のために会社との間で取引（自己と会社との間で物品を売買することなど）をしてはならない
- ・会社の利益に反する恐れのある行為をするときは、その行為をおこなう前に会社に申し出なければならない
- ・会社財産の横領や会社で知り得た情報を個人的な目的に利用してはならない

情報セキュリティ

業務上取り扱うお客さまや取引先の情報、および経営資産である情報資産の安全性を維持するためには、適切で十分な情報セキュリティ対策を実施し、高度な情報セキュリティ水準を達成・維持することが必要不可欠だと考えています。

情報セキュリティの包括的な対策として、情報セキュリティマネジメントシステムを構築し、当社が保有する情報資産をさまざまな脅威から保護する取り組みをおこなっています。

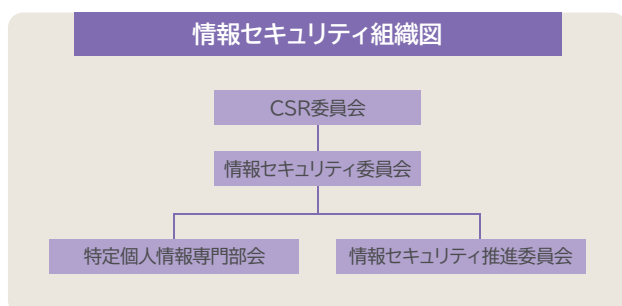
○ 情報セキュリティ体制

当社は、情報セキュリティの維持・強化を担う情報セキュリティ委員会を設置しています。漏洩などに関わる危機管理など、セキュリティ全般に関わる全社的な方針を策定し、それらに関連する重要事項を決定しています。

情報セキュリティ委員会の傘下に、特定個人情報専門部会と情報セキュリティ推進委員会を設置しています。

特定個人情報専門部会は、マイナンバーを適正に扱うための社内規程づくりやマイナンバーに対応したシステムの開発や改修、特定個人情報の安全管理措置の検討、社内研修・教育をおこなっています。

情報セキュリティ推進委員会は、情報セキュリティに関する文書の作成、改訂、廃棄の審議など、実質的な情報セキュリティの維持・管理を遂行しています。

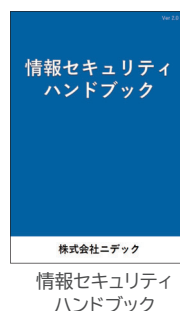


○ 情報セキュリティ教育

情報セキュリティに対する社員の意識向上を目的とした社員教育を定期的におこなっています。

2020年度は、情報漏洩対策強化をテーマとし、全従業員（役員・顧問・海外出向者含む）を対象としたeラーニング教育を実施しました。USBメモリ等の外部記録媒体の扱い、管理を厳重化し、リスク低減に取り組んでいます。

また従業員がいつでもルールを確認できるように、情報セキュリティハンドブックの日本語版を作成しています。2020年度は、英語版、中国語版を作成し、現地法人に配布しました。



○ 情報セキュリティマネジメントシステム規格認証登録

当社は、情報資産を取り扱う部門の情報セキュリティマネジメントシステムについて、外部機関による審査を受けています。2020年度も適用規格ISO/IEC27001:2013およびJISQ27001:2014の要求事項を満たしているとして、2021年1月に再認証されました。

今後も社内の情報セキュリティ対策を強化し、認証登録を継続できるよう活動していきます。



ISO/IEC 27001:2013 / JIS Q 27001:2014

登録機関(2020年現在)
British Standards Institution
登録認証番号(2020年現在)
IS 580917

※当社の認証登録範囲は、情報システム部およびNAVISサポートセンターです。

GRI スタンドード対照表

「ESG 報告書 2021」の報告内容および Web 掲載情報と「GRI サステナビリティ・レポーティング・スタンダード」との対応関係を示しています。

「ESG 報告書 2021」は、「GRI サステナビリティ・レポーティング・スタンダード」を参照しています。

	開示事項		該当項目	掲載場所
GRI 102 : 一般開示項目 2016	組織のプロフィール			
	102-1	組織の名称	会社概要	P.3
	102-2	活動、ブランド、製品、サービス	事業内容	P.3
	102-3	本社の所在地	会社概要	P.3
	102-4	事業所の所在地	会社概要	P.3
	102-5	所有形態および法人格	会社概要	P.3
	102-6	参入市場	—	—
	102-7	組織の規模	会社概要	P.3
	102-8	従業員およびその他の労働者に関する情報	—	—
	102-9	サプライチェーン	サプライチェーンマネジメント	P.18
	102-10	組織およびそのサプライチェーンに関する重大な変化	—	—
	102-11	予防原則または予防的アプローチ	製品の環境調和	P.9
	102-12	外部イニシアティブ	品質マネジメントシステム (QMS)	P.18
	102-13	団体の会員資格	—	—
	戦略			
	102-14	上級意思決定者の声明	トップメッセージ	P.4
	102-15	重要なインパクト、リスク、機会	トップメッセージ	P.4
	倫理と誠実性			
	102-16	価値観、理念、行動基準・規範	企業行動憲章	P.5
	102-17	倫理に関する助言および懸念のための制度	法令遵守体制 内部通報制度 公的研究費の取り扱いについて	P.23 P.24 P.16
	ガバナンス			
	102-18	ガバナンス構造	コーポレート・ガバナンス体制	P.23
	102-19	権限移譲	コーポレート・ガバナンス体制	P.23
	102-20	経済、環境、社会項目に関する役員レベルの責任	—	—
	102-21	経済、環境、社会項目に関するステークホルダーとの協議	—	—
	102-22	最高ガバナンス機関およびその委員会の構成	コーポレート・ガバナンス体制	P.23
	102-23	最高ガバナンス機関の議長	コーポレート・ガバナンス体制	P.23
	102-24	最高ガバナンス機関の指名と選出	コーポレート・ガバナンス体制	P.23
	102-25	利益相反	—	—
	102-26	目的、価値観、戦略の設定における最高ガバナンス機関の役割	—	—
	102-27	最高ガバナンス機関の集会的知見	—	—
	102-28	最高ガバナンス機関のパフォーマンスの評価	—	—
	102-29	経済、環境、社会へのインパクトの特定とマネジメント	—	—
	102-30	リスクマネジメント・プロセスの有効性	—	—
	102-31	経済、環境、社会項目のレビュー	—	—
	102-32	サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割	—	—
	102-33	重大な懸念事項の伝達	—	—
	102-34	伝達された重大な懸念事項の性質と総数	—	—
	102-35	報酬方針	—	—
	102-36	報酬の決定プロセス	—	—
	102-37	報酬に関するステークホルダーの関与	—	—
	102-38	年間報酬総額の比率	—	—
	102-39	年間報酬総額比率の増加率	—	—
	ステークホルダー・エンゲージメント			
	102-40	ステークホルダー・グループのリスト	ステークホルダーエンゲージメント	P.6
	102-41	団体交渉協定	—	—
	102-42	ステークホルダーの特定および選定	ステークホルダーエンゲージメント	P.6
	102-43	ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法	ステークホルダーエンゲージメント	P.6
	102-44	提起された重要な項目および懸念	ステークホルダーエンゲージメント	P.6

GRI スタダード対照表

	開示事項		該当項目	掲載場所
GRI 102 : 一般開示項目 2016	報告実務			
	102-45	連結財務諸表の対象になっている事業体	—	—
	102-46	報告書の内容および項目の該当範囲の確定	—	—
	102-47	マテリアルな項目のリスト	—	—
	102-48	情報の再記述	—	—
	102-49	報告における変更	—	—
	102-50	報告期間	報告書プロフィール	P.2
	102-51	前回発行した報告書の日付	報告書プロフィール	P.2
	102-52	報告サイクル	報告書プロフィール	P.2
	102-53	報告書に関する質問の窓口	報告書プロフィール	P.2
	102-54	GRI スタダードに準拠した報告であることの主張	—	—
	102-55	内容索引	GRI スタダード対照表	—
	102-56	外部保障	—	—
マネジメント手法				
GRI 103 : マネジメント手法 2016	103-1	マテリアルな項目とその該当範囲の説明	—	—
	103-2	マネジメント手法とその要素	安全管理方針 多様性の尊重 人事制度 制度・仕組み（人権） 制度・仕組み（公正な事業慣行） 医療機関等との透明性に関する指針 公的研究費の不正防止に関する基本方針 情報セキュリティ管理方針 情報セキュリティ体制 品質方針 環境方針 環境管理体制 製品の環境調和	P.11 P.14 P.13 P.13 P.16 P.16 P.16 P.17 P.17 P.18 P.7 P.8 P.9
	103-3	マネジメント手法の評価	コーポレート・ガバナンス体制	P.23
経済パフォーマンス				
GRI 201 : 経済パフォーマンス 2016	201-1	創出、分配した直接的経済価値	環境会計	P.8
	201-2	気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会	—	—
	201-3	確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度	—	—
	201-4	政府から受けた資金援助	—	—
地域経済での存在感				
GRI 202 : 地域経済での存在感 2016	202-1	地域最低賃金に対する標準新人給与の比率（男女別）	—	—
	202-2	地域コミュニティから採用した上級管理職の割合	—	—
間接的な経済的インパクト				
GRI 203 : 間接的な経済的インパクト 2016	203-1	インフラ投資および支援サービス	社会貢献活動	P.19
	203-2	著しい間接的な経済的インパクト	—	—
調達慣行				
GRI 204 : 調達慣行 2016	204-1	地元サプライヤーへの支出の割合	—	—
腐敗防止				
GRI 205 : 腐敗防止 2016	205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所	汚職贈収賄防止について	P.16
	205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	コンプライアンス教育 汚職贈収賄防止について 贈収賄、過剰接待、利益相反取引の禁止	P.24 P.16 P.16
	205-3	確定した腐敗事例と実施した措置	—	—
反競争的行為				
GRI 206 : 反競争的行為 2016	206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置	—	—

GRI スタンドード対照表

		開示事項	該当項目	掲載場所
原材料				
GRI 301 : 原材料 2016	301-1	使用原材料の重量または体積	環境負荷概要 廃棄物量削減への取り組み	P.10 P.10
	301-2	使用したリサイクル材料	—	—
	301-3	再生利用された製品と梱包材	—	—
エネルギー				
GRI 302 : エネルギー 2016	302-1	組織内のエネルギー消費量	気候変動への取り組み	P.10
	302-2	組織外のエネルギー消費量	—	—
	302-3	エネルギー原単位	気候変動への取り組み	P.10
	302-4	エネルギー消費量の削減	気候変動への取り組み	P.10
	302-5	製品およびサービスのエネルギー必要量の削減	気候変動への取り組み	P.10
水と排水				
GRI 303 : 水と排水 2018	303-1	共有資源としての水との相互作用	—	—
	303-2	排水に関連するインパクトのマネジメント	環境負荷概要 気候変動への取り組み	P.10 P.10
	303-3	取水	—	—
	303-4	排水	環境負荷概要	P.10
	303-5	水消費	—	—
生物多様性				
GRI 304 : 生物多様性 2016	304-1	保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、 もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイト	—	—
	304-2	活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト	—	—
	304-3	生息地の保護・復元	—	—
	304-4	事業の影響を受ける地域に生息する IUCN レッドリストならびに 国内保全種リスト対象の生物種	—	—
大気への排出				
GRI 305 : 大気への排出 2016	305-1	直接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ 1）	CO ₂ 排出量	P.10
	305-2	間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ 2）	—	—
	305-3	その他の間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ 3）	—	—
	305-4	温室効果ガス（GHG）排出原単位	—	—
	305-5	温室効果ガス（GHG）排出量の削減	—	—
	305-6	オゾン層破壊物質（ODS）の排出量	—	—
	305-7	窒素酸化物（NOx）、硫黄酸化物（SOx）、 およびその他の重大な大気排出物	—	—
排水および廃棄物				
GRI 306 : 排水および廃棄物 2016	306-1	排水の水質および排出先	—	—
	306-2	種類別および処分方法別の廃棄物	—	—
	306-3	重大な漏出	—	—
	306-4	有害廃棄物の輸送	—	—
	306-5	排水や表面流水によって影響を受ける水域	—	—
環境コンプライアンス				
GRI 307 : 環境コンプライアンス 2016	307-1	環境法規制の違反	—	—
サプライヤーの環境面のアセスメント				
GRI 308 : サプライヤーの環境面 のアセスメント 2016	308-1	環境基準により選定した新規サプライヤー	—	—
	308-2	サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置	—	—
雇用				
GRI 401 : 雇用 2016	401-1	従業員の新規雇用と離職	—	—
	401-2	正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当	—	—
	401-3	育児休暇	育児・介護・治療と仕事の両立支援制度 育児休業の取得率の推移	P.14 P.14
労使関係				
GRI 402 : 労使関係 2016	402-1	事業上の変更に関する最低通知期間	—	—

GRI スタANDARD対照表

		開示事項	該当項目	掲載場所
労働安全衛生				
GRI 403 : 労働安全衛生 2018	403-1	労働安全衛生マネジメントシステム	安全管理方針	P.11
	403-2	危険性（ハザード）の特定、リスク評価、事故調査	－	－
	403-3	労働衛生サービス	安全・防災の取り組み	P.11
	403-4	労働安全衛生における労働者の参加、協議、コミュニケーション	安全・防災の取り組み	P.11、12
	403-5	労働安全衛生に関する労働者研修	安全・防災の取り組み	P.11、12
	403-6	労働者の健康増進	健康に関する取り組み	P.12
	403-7	ビジネス上の関係で直接結びついた労働安全衛生の影響の防止と緩和	安全・防災の取り組み	P.11
	403-8	労働安全衛生マネジメントシステムの対象となる労働者	－	－
	403-9	労働関連の傷害	－	－
	403-10	労働関連の疾病・体調不良	－	－
研究と教育				
GRI 404 : 研究と教育 2016	404-1	従業員一人あたりの年間平均研修時間	ニデックの教育体系	P.13
	404-2	従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム	研修・教育制度 人事制度	P.13 P.13
	404-3	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている 従業員の割合	－	－
ダイバーシティと機会均等				
GRI 405 : ダイバーシティと機会均等 2016	405-1	ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ	多様性の尊重	P.14
	405-2	基本給と報酬総額の男女比	－	－
非差別				
GRI 406 : 非差別 2016	406-1	差別事例と実施した救済措置	－	－
結社の自由と団体交渉				
GRI 407 : 結社の自由と団体交渉 2016	407-1	結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある 事業所およびサプライヤー	－	－
児童労働				
GRI 408 : 児童労働 2016	408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	－	－
強制労働				
GRI 409 : 強制労働 2016	409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	－	－
保安慣行				
GRI 410 : 保安慣行 2016	410-1	人権方針や手順について研修を受けた保安要員	－	－
先住民族の権利				
GRI 411 : 先住民族の権利 2016	411-1	先住民族の権利を侵害した事例	－	－
人権アセスメント				
GRI 412 : 人権アセスメント 2016	412-1	人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所	－	－
	412-2	人権方針や手順に関する従業員研修	コンプライアンスの推進	P.22
	412-3	人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた 重要な投資協定および契約	－	－
地域コミュニティ				
GRI 413 : 地域コミュニティ 2016	413-1	地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、 開発プログラムを実施した事業所	社会貢献活動 ステークホルダーエンゲージメント	P.21 P.6
	413-2	地域コミュニティに著しいマイナスの インパクト（顕在的、潜在的）を及ぼす事業所	－	－
サプライヤーの社会面のアセスメント				
GRI 414 : サプライヤーの社会面 のアセスメント 2016	414-1	社会的基準により選定した新規サプライヤー	－	－
	414-2	サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置	－	－
公共政策				
GRI 415 : 公共政策 2016	415-1	政治献金	－	－

GRI スタダード対照表

		開示事項	該当項目	掲載場所
顧客の安全衛生				
GRI 416 : 顧客の安全衛生 2016	416-1	製品およびサービスのカテゴリーに対する安全衛生インパクトの評価	製品のお客様対応、サービス対応	P.17
	416-2	製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例	－	－
マーケティングとラベリング				
GRI 417 : マーケティングとラベリング 2016	417-1	製品およびサービスの情報とラベリングに関する要求事項	－	－
	417-2	製品およびサービスの情報とラベリングに関する違反事項	－	－
	417-3	マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例	－	－
顧客プライバシー				
GRI 418 : 顧客プライバシー 2016	418-1	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して 具体化した不服申立	－	－
社会経済面のコンプライアンス				
GRI 419 : 社会経済面の コンプライアンス 2016	419-1	社会経済分野の法規制違反	コンプライアンスの推進	P.24